

## (天橋立世界文化遺産登録推進)

特別名勝天橋立を中心とした世界文化財遺産の登録推進については、登録の可能性のある構成資産の保全状況が評価されるよう取り組み、またその周囲の環境が良好に継承されていくよう支援します。

## 5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成

### (1) 求められる人材

府内各地の文化財の保存・活用は、従来、地域の実態に詳しい市町村や博物館等の専門的な知識、技術、技能をもつ専門職員が、関連する部局や所有者と連携しつつ取り組んできました。文化財保護行政を取り巻く様々な課題が山積する中、今後は専門職員として一層幅広い知識や視野をもち、伝統文化や産業、観光、教育とも相互に連携して業務を遂行する人材が必要になります。

### (2) 人材の確保・育成

このような人材を確保・育成するためには、これまで以上に地域の文化財の保護・継承への深い洞察とその保存・活用を進める強靭な意志が備わるような経験を積む必要があり、長期的視野に立った人材育成計画や技能等の資質向上に向けた研修の促進が求められます。

文化財専門職員を対象とした人材育成に関しては、これまで国による分野ごとの専門的な研修があり、それらを活用して資質の向上が図られてきました。府教育委員会では今後も引き続き、文化財の専門的な研修の各関係機関への周知に努めていきます。

また、法改正により、地域総がかりで文化財を守る方向性が示される中、将来的には、地域の実態に応じた各種文化財の価値を相対的に把握し、一体的な保存・活用を企画立案できる人材の確保・育成が不可欠になると考えられます。文化庁が令和元年度から実施している「文化財マネジメント職員養成研修」はそのような人材の育成を目的にしたものです。府教育委員会は、専門的な研修の一部と位置づけ、今後も周知し積極的参加を呼びかけます。

さらに、府内には建造物、美術工芸品、民俗文化財、埋蔵文化財等の専門的人材の育成に関わる大学が20校程度あります。市町村、博物館等の関係機関が、必要に応じてこうした大学等の研究機関と連携を深めることで、今後求められる専門的人材の確保・育成につながると考えられます。府教育委員会では、それらの連携が進むように、実態の把握、周知に努め、人材の育成に関しての研修等の

開催についても取り組んでいきます。

### (3) 文化財保護指導委員

府教育委員会には、府指定等文化財の巡視を行う文化財保護指導委員を各地域に計69名配置しています。近年、文化財の巡視は、暫定登録文化財の登録に伴う巡視対象の増加、地域の文化財の状況把握等、文化財の保存・活用に関する豊富な知識や経験がますます求められています。

府教育委員会では、毎年府内2箇所で文化財保護指導委員説明会等を開催し、文化財保護指導委員による文化財の巡視に関わる最新の知識の習得や担当市町村の状況把握が促進されるよう努めてきました。

法改正により、市町村の教育委員会においても、文化財保護指導委員を置くことができるところとなり、今後はその配置が行われると予想されます。府教育委員会としては、必要に応じて、これらが適切に実施されるよう助言していきます。

## 6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

### (1) 京都府が所有・管理する文化財

府内には、京都府が所有・管理する文化財が多数存在しています。これらの文化財は教育委員会だけでなく、知事部局により管理がなされているものも数多くあります。下記に掲げたのはその一部ですが、それぞれの文化財の適切な保存と活用を関係機関とともに推進し、文化財の所在する市町村とも十分協力していきます。

### (2) 建造物

#### (重要文化財 府庁旧本館)

府庁旧本館は、明治37年に建設され、現役の官公庁舎としては日本最古のものです。府民に開かれた府庁のシンボルとして、保存と活用を両立させる中で、大切な府民の財産を未来に引き継いでいきます。

#### (重要文化財 旧日本銀行京都支店)

旧日本銀行京都支店は、現在、京都府京都文化博物館の別館として活用されており、平成2年7月には展示室内で「祇園祭の宵山に筝曲を聴く夕べ」を開催、博物館におけるミュージアムコンサートの魁と位置付けられています。以後、重要文化財という特性と、レンガ造りの気品ある雰囲気を活かし、演奏会、講演会、展覧会等、様々な催しが開催されています。今後も、このような伝統的な建築と

現代的な芸術との融合に限らず様々なジャンルにおいて、文化財建造物の保存を図りながら、さらに活用されるようにしていきます。

#### (府指定 旧永島家住宅)

府立丹後郷土資料館の敷地内に移築された旧永島家住宅は、江戸時代の茅葺きの民家です。民俗資料等の常設展示や体験学習の場に加え、観光資源としての活用も検討していきます。

### (3) 美術工芸品

#### (国宝 東寺百合文書)

京都学・歴彩館が所蔵する東寺百合文書は、全国の博物館等から貸し出しの依頼があり、積極的に公開に協力しているところです。また、文書の内容を読み解く翻刻作業を継続的に続けていく計画です。なお、WEB上で高精細画像を公開する先駆的な取組も行っています。

#### (重要文化財 京都府行政文書)

京都府に残る昭和21年度までの15,000点を超える行政文書群で、京都府立京都学・歴彩館で保管・公開されています。紙の劣化が進んでいるものがあり、平成21年から継続的に修理事業を実施しています。今後も計画的に修理を進める計画です。

#### (重要文化財 京都盲唖院関係資料)

平成30年度に、京都府立盲学校、聾学校保管の資料3,000点が重要文化財となりました。紙の劣化が進み、扱いが困難なほど劣化しているものが多く、計画的な修理を検討していきます。

### (4) 史跡名勝天然記念物

#### (特別名勝 天橋立)「天橋立公園」

天橋立公園松並木景観保全計画(H30~R4)に基づき、白砂青松の景観を守るために、広葉樹の繁茂によるマツの衰弱対策として、広葉樹の伐採、腐植層の除去とマツの補植・間伐を実施していく計画です。

また、地域の方々と協働体制を組みつつ、ボランティアの皆様に保全作業に参加していただいています。今後も、多くの方々に天橋立の価値を共有共感しても

らう取組を実施していく計画です。

特別名勝天橋立は府が世界に誇る文化財の一つです。しかしながら、自然環境の変化による植物相の変化や、砂州の浸食などの対応へ向け、持続可能な保存・活用を関係機関と協力して計画的に推進します。

また、近年は天橋立そのものへの影響に加え、阿蘇海でのカキ大量繁殖、プレジャーボート等の騒音など、その環境を守ることも、課題となりつつあります。府では、宮津市等の地元関係機関と協力して、その対応を検討していきます。

#### (史跡及び名勝嵐山)

嵐山（府管理団体）では、平成10年に策定した「史跡及び名勝嵐山保存管理計画策定報告書」に基づき、保存管理を図り、これまでその価値が守られてきました。

今後、時代に応じ計画を見直すとともに、京都市等の地元関係機関と協力し、保存・活用を推進します。

また、嵐山では国有地の文化財管理を実施しています。史跡としての価値及び名勝景観が損なわれないよう配慮します。

#### 「嵐山公園（中之島地区及び亀山地区）」

公園を含む嵯峨嵐山エリアには年間約2,500万人の観光客が国内外から訪れます。維持管理として園内の清掃、剪定等の樹木管理、除草等を実施しています。

#### (名勝瑠璃渓)「瑠璃渓自然公園」

名勝瑠璃渓は、府が管理する京都府立るり渓自然公園として多くの来訪者に親しまれています。これからも文化財としての本質的価値である自然環境や景観が損なわれないよう、南丹市（管理団体）等の地元関係機関と連携し、適切な維持管理を行っていきます。

#### (史跡名勝笠置山)「笠置山自然公園」

史跡名勝笠置山は、古来、修験道の聖地、信仰の山であり、また景勝地として人々に親しまれてきました。昭和7年に国指定史跡名勝、昭和39年にその一部が京都府立自然公園となり、地元の笠置町（管理団体）や文化財所有者等の関係の方々と連携し、保存と活用を図ってきました。これからもその価値が次世代へ伝えられるよう取り組んでいきます。

### (史跡丹後国分寺跡)「丹後郷土資料館」

史跡丹後国分寺跡は、府立丹後郷土資料館に隣接し、特別名勝天橋立を眼下に臨む絶好の地に所在しています。また、周辺には史跡成相寺旧境内や国選定の宮津天橋立の文化的景観などの文化財が存在します。こうした環境を活かした保存・活用を宮津市（管理団体）等の地元関係機関と協力して推進します。

### (5) 丹後、山城郷土資料館

両資料館とも開館以来、歴史、考古、民俗資料の調査、収集、保管、展示活用につき、地域の文化財を保存・活用する上で重要な役割を担ってきました。山城郷土資料館では府指定等文化財 18 件を、また、丹後郷土資料館では国宝海部氏系図をはじめとする国指定重要文化財 10 件、府指定等文化財 22 件を収蔵保管しています。

両館とも、開館以来一定の年月が経過し、施設が老朽化している現状があります。今後、歴史、文化にかかる情報発信のみならず、地域振興、観光にも寄与できる施設として、バリアフリー化を含め施設の整備充実を図ります。

## 第6章 府の市町村への支援の方針

本章では、市町村が実施する文化財保護行政、市町村の「地域計画」の作成、及び広域連携に対する市町村の取組への支援について記しています。

### 1 市町村が実施する文化財保護行政への支援

#### (1) 市町村の役割

府条例では、市町村の責務として、「当該市町村の区域内に存する文化財がその地域にとって固有な文化財であることを認識し、その保存及び活用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めています。

国指定等文化財の修理・整備においては、これまで、市町村は、文化財所有者に対し、国・府補助事業への補助（随伴）を行うなど、重要な役割を果たしてきました。

地域そして文化財所有者にとって、最も身近な行政機関である市町村は、今回の法改正により、未指定文化財を含めた地域の文化財の保存・活用という視点から、これまで以上に積極的な役割が期待されています。

#### (2) 文化財指定等の促進などへの支援

各市町村では所管の区域にあり、市町村にとって重要な文化財を保護するため、条例に基づき指定・登録が行われています。これらを進めるためには、各種文化財の悉皆調査や詳細調査、及び市町村文化財保護審議会の調査などが必要となります。市町村が主体的にこれらの調査を行う場合は、調査方法など技術的、学術的な助言を行い、国指定文化財、府指定文化財等、その実態に応じた評価が行われるよう支援していきます。

#### (3) 市町村における文化財の修理、整備事業等についての支援

##### (市町村が所有・管理する指定等文化財の修理・整備事業)

市町村が所有・管理する国府指定等文化財や市町村指定等の文化財において、修理・整備などが行われる場合は、その文化財の価値が損なわれることがないよう、市町村の求めに応じて技術的・専門的な指導・助言に努めます。

##### (所有者・管理団体が策定する「文化財保存活用計画」)

所有者・管理団体が国指定等文化財の保存活用を進めるには、個別の文化財の保存・活用の考え方や具体的な取組を定める「文化財保存活用計画」の策定が望

されます。市町村とともに、それらが適切に進められるよう支援していきます。

#### (府指定等文化財の保存・活用)

府指定等文化財や地域にとって価値のある未指定文化財について、保存・活用の取組を進めることは重要です。市町村が措置を講ずる際には、それらが適切に行われるよう指導・助言に努めます。

#### (文化財保護を支える技術等の継承)

文化財の修理、整備にかかる技術の継承について、市町村の果たす役割は重要です。市町村の行う取組が、積極的に推進され、持続的なものとなるよう支援します。

### (4) 市町村による文化財の地域的な保存・活用を積極的に支援

近年は、府内で「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)に基づき策定され、国に認定された「歴史的風致維持向上計画」による様々な取組が京都市や向日市、宇治市などで行われています。同様に管内に所在する指定・未指定を含めた文化財を地域として価値付けを行い、これを将来にわたって保存・活用するという目的で、「歴史文化基本構想」を策定し、広域的な文化財の保存・活用の取組をはじめているところもあります。

これらの取組みは、今後市町村が作成する「地域計画」へ繋がるものと位置づけられ、その策定を支援していきます。

### (5) 市町村の文化財の保存活用推進体制への支援

府内での文化財調査をはじめ、未指定を含めた各種文化財の適切な保存方法、公開及び担い手育成などに関する指導・助言など、これまでから府内市町村が推進する文化財保護行政に対して様々な面から支援してきました。今後も、市町村の要請に応じてこれを継続していきます。

また、今回の改正法において、地域の文化財の継承に取り組む新たな枠組みである「文化財保存活用支援団体」の制度が創設されました。これは、専門的な知見や実績等を有する団体を市町村が支援団体として指定するものです。

文化財をどのように継承していくかは、原則、文化財所有者や地域が自主的に考えていくことではありますが、市町村が文化財の保護・継承を支える新たな枠組みづくりを進めるにあたり、その求めに応じて情報提供をはじめとする助言を行います。

## 2 市町村の文化財保存活用地域計画（「地域計画」）への支援

### （1）「地域計画」への支援

#### （地域計画の意義）

今後の文化財保護行政を進めるにあたっては、市町村が主体となって、管内に所在する様々な文化財の保存・活用に関して、地域の実情に即した視点から作成される「地域計画」が重要な意味をもつこととなります。

文化財は、現在及び将来にわたり地域の生活、文化の向上発展の基礎をなすもの（第1章はじめに参照）。これまで記載してきたとおり、先人の遺産である文化財を保存・活用していくためには、文化財所有者・管理者、地域の人々、観光客、行政機関、郷土史家・愛護団体、研究者・学識経験者、修理等事業者などが、それぞれ文化財について関心を持ち続ける必要があります。そのためには、これまで個々別々にかかわってきた方々の意見やその内容をしっかりと把握し、総合的に検討して、今後の方向性を示すことが重要です。

これらをふまえて策定される地域計画は、地域のさまざまな人々をつなげて、計画をつくるもので、地域が一体となって、文化財を保存活用していくための基礎となるものです。

なお、地域計画策定にあたっては、文化財の適切な調査研究を進めることとなります。策定後も、持続的に調査を行い、その成果を広く公開し、活用していくことが重要です。

#### （地域計画の記載事項）

国の指針によれば、「地域計画」には、当該市町村の概要、文化財の概要、歴史文化の特徴、文化財の保存活用に関する課題・方針・措置、文化財を把握するための調査、推進体制などを記載する必要があります。

#### （市町村への支援）

市町村が「地域計画」の策定を進めるにあたっては、文化財の調査成果の提供、周辺市町村や大学等の関係機関との連絡調整など、市町村の実態に応じた支援を行っていきます。

なお、現在、府内市町村で文化財保護に関わる専門職員が正規職員として配置されているのは約7割です。今後、市町村において「地域計画」の作成やこれに基づく保存・活用事業が本格的に進められ、人員や体制、さらに職員の世代交代による知識と技術の継承などの課題が生じることが予想されます。これらについても、市町村等と連携を深め、積極的に支援していくこととします。

また、策定後の「地域計画」実施にあたっては、前項に示したとおり、これまで以上に文化財保護行政を行う中で支援していきます。

## (2) 単独で「地域計画」を作成することが難しい市町村への支援

専門職員が配置されていない市町村が「地域計画」の作成に取り組む場合は、市町村の求めに応じて、近隣市町村や大学等の研究機関との連携づくりが進むよう支援します。また、人的支援などについても検討していきます。

# 3 広域連携に対する市町村の取組への支援

## (1) 府域や市町村域を越えて所在する文化財の保存・活用に関する連携

府内には、府域もしくは市町村域を越えて分布する文化財があります。これらの保存と活用を適切に進めていくためには、文化財が所在する他府県や市町村の間で連携して、計画的に事業を進める必要があります。

府教育委員会では、今後さまざまな連携が一層強化されるよう市町村の取組に対し支援していきます。

## (2) 広域連携の取組

### ○「もうひとつの京都」

府内各地域の個性豊かな文化や地域資源等を活かすため、「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」の4つのエリアを設定し、京都のブランド力を生かしながら地域の資源を磨き上げ、地域が一体となって、「もうひとつの京都」の取組を展開しています。

#### <「海の京都」エリア>

府北部（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）を「海の京都」と位置付けています。

このエリアには、日本三景の一つである天橋立（特別名勝）、世界ジオパークのほか、鳴き砂で有名な琴引浜（名勝・天然記念物）、重要伝統的建造物群に選定されている伊根町伊根浦、旧日本海軍に関連する赤れんが建造物（重要文化財）等の名所が多く存在します。日本遺産に認定された「丹後ちりめん回廊」「鎮守府」「北前船寄港地」のほか、弥生時代から古墳時代の巨大な墳墓などがあります。

#### <「森の京都」エリア>

府中部地域（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北）を「森の京都」と位置づけています。

このエリアは、森林率が約8割を占め「森」の恵みが大変豊かで、森や木と関わる中で、豊かな生活・文化が育まれ、発展してきた地域です。さらに、「森」は「海の京都」から都への文化の通り道でもあり、「森」と関わる豊かな生活・文化を伝えてきた地でもあります。芦生の森や美山かやぶきの里（重要伝統的建造物群保存地区）、由良川等の豊かな自然や美しい景観等があり、地域を定めず天然紀念物に指定されたアコモドキは、亀岡市的一部分に生息しています。

#### ＜「お茶の京都」エリア＞

府南部地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）を「お茶の京都」と位置付けています。

このエリアは、日本茶のふるさととして、抹茶、煎茶、玉露を生み出し、生活の中の喫茶など日本茶文化を支えてきました。その中で、抹茶、煎茶、玉露それぞれの生産に対応した茶園や集落、茶問屋の町並みなどの景観を形づくっており、「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産に認定されました。

また、久津川古墳群（史跡）、恭仁宮跡（史跡）のほか、多くの文化財が存在するとともに、文化・学術・研究の拠点であるけいはんな学研都市では、先端技術等による新しい文化の創造・発信を進めています。

#### ＜「竹の里・乙訓」エリア＞

府乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）を「竹の里・乙訓」と位置付けています。

京都と大阪を結ぶ交通の要衝であることから、古代から歴史の舞台となり、古事記や日本書紀には「オトクニ（弟国）」という地名の由来が記されています。このエリアは、竹林が多く、「かぐや姫」伝説発祥の地とも言われており、竹の径（府文化的景観）、西山など四季折々の豊かな自然と由緒ある社寺、長岡宮跡（史跡）、乙訓古墳群（史跡）や城跡などの文化財に恵まれた地域です。また、10年間にわたって、長岡京が都となりました。

### ○世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産

#### ・世界文化遺産「古都京都の文化財」

京都市、宇治市、滋賀県大津市にまたがる17社寺城です。賀茂別雷神社（上賀茂神社、京都市北区）、賀茂御祖神社（下鴨神社、京都市左京区）、教王護国寺（東寺、京都市南区）、清水寺（京都市東山区）、延暦寺（京都市左京区・滋賀県大津市）、醍醐寺（京都市伏見区）、仁和寺（京都市右京区）、平等院（宇治市）、宇治上神社（宇治市）、高山寺（京都市右京区）、西芳寺（苔寺、京都市西京区）、天龍寺（京都市右京区）、鹿苑寺（金閣寺、京都市北区）、慈照寺（銀閣寺、京都

市左京区)、龍安寺(京都市右京区)、本願寺(西本願寺、京都市下京区)、二条城(京都市中京区)からなります。

#### ・ユネスコ無形文化遺産

#### 「山・鉾・屋台行事」

京都市の「京都祇園祭の山鉾行事」を含む山・鉾・屋台等と呼ばれる山車が巡行する青森県から大分県の計18府県に分布する33件の祭礼行事です。

#### 「和食：日本人の伝統的な食文化」

和食(日本食文化)は、四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色があり、日本の年中行事とも密接に関連したものです。家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習でもあります。

#### ○日本遺産

近年、文化庁は地域に点在する文化財と地域の遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的として、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として、認定しています。そのストーリーに記された文化財群は広域にまたがるものとなっており、新たに価値が評価された文化財の保存・活用が進むよう、市町村の求めに応じ助言していきます。

令和元年現在、府内の資産が認定されているのは以下の5件です。

#### ・「日本茶800年の歴史散歩」

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の12市町村

#### ・「鎮守府 横須賀・吳・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

舞鶴市を含む4府県4市町

#### ・「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」

宮津市を含む15道府県38市町

#### ・「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」

宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の2市2町

#### ・「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼」

京都府(宇治市、京都市、龜岡市、宮津市、舞鶴市)を含む7府県24市町

#### ○その他 広域的に分布する文化財

市町村域もしくは府県域を超えて広域的に分布する文化財等の主な事例

#### <記念物>

#### ・「山陰海岸ジオパーク」

京都府（京丹後市）、兵庫県（豊岡市・香美町・新温泉町）、鳥取県（岩美町・鳥取市）にまたがる貴重な地形・地質のある区域

・「国史跡乙訓古墳群」

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる古墳群

・「国史跡奈良山窯跡群」

木津川市、奈良県奈良市にまたがる古代の窯跡群

・「国史跡大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」

井手町、奈良県奈良市にある古代寺院跡とその瓦を焼いた窯跡

・「国史跡琵琶湖疏水」

京都市、滋賀県大津市にまたがる近代都市疏水

・「国史跡石のカラト古墳」

木津川市、奈良県奈良市にまたがる終末期上円下方墳

・「国史跡延暦寺境内」

京都市、滋賀県大津市にまたがる平安時代に開かれた寺院

・「国天然記念物比叡山鳥類繁殖地」

各種の鳥類の繁殖地として関西において著名

・「伊吹・比良山地力モシカ保護地域」

京都・福井・滋賀・岐阜四府県にまたがる特別天然記念物力モシカ保護地域

＜埋蔵文化財＞

・「長岡京跡」

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる都城

・「八木城跡」

亀岡市、南丹市にまたがる山城

・「一色氏関連城館跡」

京丹後市、与謝野町、宮津市、伊根町、舞鶴市にかけ点在する丹後守護一

色氏及びその家臣団の城館群

## 第7章 防災・災害発生時の対応

本章では、国・府・市町村における文化財防災の方針・枠組み、防災計画や文化財所有者のための防災対策マニュアル、災害発生時の対応とそれに関わる広域行政としての対応、支援を記載し、今後の対策をまとめています。

### 1 近年の状況

近年、京都府は、平成16年の台風23号、平成29年の台風21号、平成30年の大阪府北部地震、7月豪雨、台風21号をはじめとした度重なる台風など、多くの災害に見舞われています。これらは文化財にも多大な被害を及ぼし、現在でもその復旧に取り組んでいる状況です。令和元年度は、4月にパリのノートルダム大聖堂の火災、10月に首里城正殿等で火災、さらには、9月、10月の台風による風水害等もあり、全国的に文化財の防火、防災への関心が高まりました。京都府では、文化財所有者等への防火対策の徹底を周知、かつ文化財関係者を対象とした研修会を開催、文化財の防災対策の強化を推進しています。

今後は、文化庁作成の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を広く周知し、防火設備の充実を図るべく、その活用を促していきます。

### 2 文化財防災の方針、枠組み

文化庁では、災害対策基本法の規定に基づき文化庁防災業務計画を策定し、文化財の防災対策等についての基本的な方針を定めています。府では、京都府地域防災計画において、文化財にかかる災害予防計画にかかる基本的な方針をまとめています。（本章3）

また、府内の市町村では、市町村地域防災計画において、文化財被災時の応急対策などを定めています。（本章4）

府並びに京都市において、具体的な防災対策をまとめたものとして、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を策定し、風水害、地震、防火・防犯等の対策を記しています。（本章5）

広域行政の枠組みとして、2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合において、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領及び被災対応ガイドラインを策定し、その対策を進めています。（本章7）

## 【防災・災害発生時の対応 基本的枠組み】

組織	総 合	文化財
国 広域 (国立文化財機構ほか)	防災基本計画 (中央防災会議)	文化庁防災業務計画 (協力) 文化財防災ネットワーク、被災文化財等救援委員会 (*1)
広域行政 (2府7県及び関西広域連合)	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	○近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領 *近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン
京都府	京都府地域防災計画 【文化財の災害予防・応急対策・復旧計画】 (京都府災害対応の総合的な検証会議)	【文化財所有者のための防災対策マニュアル】(京都府・京都市)
市町村	市町村地域防災計画	同上

\* 1 平成28年の熊本地震では、文化庁から文化財防災ネットワーク参画団体幹事会へ協力を要請、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災では、文化庁が同じく協力を要請し、被災文化財等救援委員会を設置しています。

また、令和元年10月の台風19号による水害等で被災した文化財の救援について、文化庁は文化財等災害対策委員会を設置し、国立文化財機構へ技術的支援の協力を要請。同機構が推進する文化遺産防災ネットワーク参画団体が救出活動を実施しています。

## 3 京都府文化財災害予防計画

### (計画の方針)

計画の方針として、「貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進するものとする。」としています。

### (文化財保護対策の方針)

文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底します。また、災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行います。

文化財防火デー等では、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行います。また、文化財の防火に關係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立

します。

分野毎の対策は以下のとあります。

- ・ 文化財建造物は、自動火災報知設備、消火設備、避雷針、放水銃、ドレンチャーチ等を備えた総合的な防災設備の設置が望されます。なお、国・府指定文化財建造物については、自動火災報知器の設置が義務付けられています。また、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等の設備の更新にも留意しておく必要があります。
- ・ 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）は、収蔵庫等の防災施設（鉄筋コンクリート造、耐火構造）の設置もしくは木造建造物で保管・管理する場合は、文化財建造物に準じた措置が望されます。なお、防災設備の設置が困難な場合には、防災上の判断等から一時的に博物館等の施設へ寄託することも考えられます。なお、収蔵庫は、周囲の景観への配慮が望されます。
- ・ 史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区、文化的景観の構成要素となる建造物等も、国・府指定文化財建造物に準じた対応が必要です。
- ・ 府では、国、府指定等の文化財の防災事業（収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理）に対し、補助制度を設けています。また、防災効果を高める消化器・収蔵箱等の防災資機材整備も対象としています。

---

#### 4 市町村の地域防災計画

---

府内の7割の市町村では、市町村地域防災計画内で文化財保護の方針などを定めています。さらに、各市町村の計画では、防災対策、災害時の応急措置、被災状況調査など、その実態に応じた対策を文化財所有者、その関係者等に求めています。

なお、地域防災計画において、文化財保護の事項がない市町村については、京都府文化財災害予防計画及び文化財所有者のための防災対策マニュアルを参考にして、地域の実態に応じた対応をとることが必要となります。

---

#### 5 文化財所有者のための防災対策マニュアル

---

##### （目的）

このマニュアルは国・府・京都市の指定等文化財の防災に関する事項について、府・市の地域防災計画に基づき、平時からの防災対策をはじめ、災害発生時から発生後まで関係者が取るべき行動の指針を示すものです。これにより、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全復